

政審資料

1961年
3月15日発行
3月号

No.37

一 目 次 一

▲焦点▼

一、政府与党の経済見通しおよび

予算編成方針の批判

二、昭和三十六年度予算政府案批判

三、物価問題に対する党の態度

四、農業基本法案

五、農山漁村生活近代化政策要領

23 21 20 19 17 13 4 1

▲資料▼

一、寄附募集規制法案要綱

二、鉄道軌道の事業における公共負担の

補償に関する法律案要綱

三、国鉄運賃値上げ反対に関する党の態度

四、積雪被害対策要綱

発 行 所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番
振替 東京 195668 番

焦点

一、政府与党の経済見通しおよび

予算編成方針の批判

このたび、自民党ならびに池田内閣は、それぞれ明年度経済見通し、明年度予算編成方針などを決定した。党と内閣とのあいだには、若干の字句の表現上のちがいはあるけれども、その根本的な考えは共通している。その問題点は次のようなものである。

一、明年度経済見通しについて

1 海外経済と国際収支を故意に楽観している。

アメリカ経済については、「現在すでに景気調整過程に入っているが、来年中にはやがて上昇にむかう」とみている。

また西欧経済については「特に心配すべき事態は予想されない」とみている。しかしこれは根拠のない楽観である。戦後三回の景気後退が比較的短期に回復してきたのは、世界経済の基調が需要超過であつたからであるが、現在は、これが根本的に変化し世界経済の基調は供給超過となつていている。こうした背景のもとに、現在すでにアメリカでは景気後退が開始されているのである。これは、循環性恐慌に発展する可能性が大きいとみられている。アメリカよりややおくれて、西欧諸国でも、イギリス、フランス等では景気下降の兆候があらわれている。こうした動きが、明年度はかなり深刻な事態にまですすむであろう。

アメリカでは、従来は、景気後退を下支える要素として、強気の設備投資、住宅建設、政府の赤字公債によるスペンドィング・ポリシー等が作用した。しかし今回の景気後退ではこうした要素が有効な作用をするとは期待されない。たとえば、アメリカの権威ある予測調査によつても、明年度へかけての設備投資見込は低い。住宅建設も、戦後十五年間にすでに一応の需要が一巡している。また、ドルの価値が低下して

急速な金流出をまねいている現在、政府の赤字公債によるスペンドィング・ポリシーを大規模にすることは不可能である。いまや、ドル防衛のためにデフレ政策をとらざるを得ず、景気維持のためにはインフレ政策をとらざるを得ないという、重大なジレンマにアメリカ経済は直面しているのである。こうしたことを考えると、アメリカ経済は明年度下半期には上昇にむかうであろうという見通しはまったくの幻想である。

こうした状況のなかで、アメリカのドル防衛のための施策は急テンポに進行している。「アメリカのドル防衛対策も、世界の貿易と経済交流をにわかに縮小させることはあるまい」という見通しは当つていない。ICA資金の停止、対外援助の削減等は、それ自体としても影響するところきわめて大きいがしかもしろこれはまだ序論であつて、その後にきたるべき、アメリカの輸入削減と輸出拡大のための努力が、わが国の貿易におよぼす影響を深刻に注視しなければなるまい。現在アメリカの通常貿易の収支は五十億ドルの黒字であるが、ミユーラー商務長官は、この黒字をさらに三十億ドル増大させるとの決意をのべている。この決意の表現として、わが国に対する貿易自由化を求める圧力は一そく強化されるであろう。

それに加えて、わが国経済と密接な関連のある東南アジア諸国は、世界的な景気後退とアメリカのドル防衛政策の影響により、その国際收支が悪化することは避けられないであろう。

こうして、対米、対西欧、対東南アジアと、わが国貿易のおもなる相手地域がすべて明年度は貿易見通しが樂観できない情勢にある。ところが自民党および政府は、対共産圏貿易についてはひと言もふれることなく、しかも明年度は

一〇%程度の輸出増加があり、国際収支は一億ドルの黒字になるものと見ている。これはまったく根拠のない希望的観測である。

2 成長率を過大に見ていく。

自民党と政府は、所得倍増計画の平均成長率七・八%とは別に、明年度から以降三年間は年率九%の成長率が実現できるということに調整を加えた。そして明年度は、実質九・二%の成長率になると見通している。

しかしこれは政治的な過大見通しである。すでにのべたように、明年度のわが国経済の国際環境はきわめて不順であり、この面からする反作用を見こめば、明年度の経済成長の展望は楽観をゆるさない。事実政府部内においても、明年度成長率を八・八%とひかえ目にみるべきだとの意見もあった。それをあえて九・二%とひき上げたのは、池田首相の思いつきで出された九%成長論につじつまを合わせるために、そして、明年度予算の歳入規模を大きく拡大せんがためである。

3 物価の上昇を無視している。

自民党および政府の見通しでは、「物価については、生産能力の上昇により、卸売り物価はおおむね弱ふくみ横ばいで推移するが、消費者物価はサービス関係など、ものによつてはいくらくらい上昇が見込まれ、強ふくみ横ばいとなる」とみている。

これは、まるで第三者のような傍観者的なもののがいい方である。政府与党は、みづから国鉄電力、郵便等の公共料金をひき上げる方針をとつていてことを忘れたような口ぶりである。国鉄、電力、郵便等の基礎的な公共料金をひき上げれば、それがまた誘因となつて一般諸物価が上昇することは、従来の経験から見て明らかである。従つて、明年度は物価は相当のはばで上昇するものとみざるを得ない。これを政府与党はまったく無視している。

二 明年度予算編成方針について

1 予算の性格があいまいであり、抽象的である。

明年度予算編成の前提としての経済見通しについてはすでに批判したが、要するに政府与党は、見通しについて確信をもたずて動搖している。そのため、自民党の予算編成方針では「積

極健全予算」という言葉を用いているのに對し、政府の予算編成方針では「積極」の言葉をさけている。また自民党は「ドル防衛に留意し」とのべているのに対し、政府はそうした表現をさけて、ただ抽象的に、「国際経済の動向に即応して国際収支の均衡を確保する」とのべているにすぎない。そして、予算規模についても明示していない。

2 公共投資優先である。

予算編成的具体の方針としては、減税、社会保障、公共投資の三つの柱をうたっているが、その相互の優先関係が明らかでない。しかし、池田首相は社会保障については「予算をみて下さい」というだけで、生活保護基準、医療保障の給付水準など、その基本的な目途をどの程度まで推進するかが明らかでない。減税についてだけは、千百三十億円という具体的な数字をあげているが、これも、その内容のうち大衆減税にむけられる部分が半分にしかすぎないことを思えば、三大支柱の一つというには不足である。結局残るところ、九・二%の無理な成長率を達成するために公共投資が最優先されることとなるざるをえないであろう。これは、大資本を代表する自民党池田内閣の性格からくる必然的帰結である。

3 経済刺戟の結果をもたらす。

公共投資が優先されれば、それに対応して民間の設備投資が誘発され、これが経済活動に対して強い刺戟的な効果をもつこととなる。これは短期的にみれば物価上昇をまねき、長期的には生産能力の過剰をもたらす。そして、一方で国際経済の環境から国際収支の逆調に転ずることが避けられないとすれば、ここに、日本経済は大きな跛行期に突入せざるをえないことになるであろう。国際経済の後退と国内経済の過熱、この矛盾が大きく表面化するとき、その反動は国民生活に重大な被害をもたらさずにはおかないのである。こうした点についての責任ある対策が、政府与党の予算編成方針にはまったく考慮されていない。

三 社会党の態度

わが党はこうした政府与党の財政経済方針の欠陥をとく批判し、これにもとづいて、わが党独自の予算構想を作成する方針である。ま

た、きたるべき国会においては、政府与党の政策が独占資本本位の政策であることを明らかにし、国民生活向上のための具体的方針をうち出

して闘う方針である。

(三五・一二・二七)

二、昭和三十六年度予算政府案批判

昭和三十六年度予算案は、相変らず自民党が圧力団体化して予算分捕りという醜態を演じ、政府の予算編成権を侵すという事態をもたらした。本予算案は自民党政のいう「所得倍増」計画第一年度の予算であるが、その中で、生活保護基準が、わずか一割八分しか引上げられていない。これは厚生省の公約である二六%引き上げにすら遠くおよばない。他方、総理大臣の俸給は、三十五年度補正予算において、すでに昨年の十月から七割も上っている。この事実は政府のいう「所得倍増」の実態を雄弁に物語る。池田総理は、選挙中、高額所得者の収入は、現状でもよいが、低所得者の収入は、三倍にも四倍にも上げると公約したが、この予算案は、「ウソを申しません」といつて、その総理の公約がウソであったことを冷感な数字を以つて証明している。

一 物価上りについて

本予算案において、国鉄運賃を始め、一連の公共料金の値上げが確定し、これによって、今年の物価上りは必至となつた。池田内閣の閣僚の一人は、「値上りムードに反対する」などといふ、空々しい談話を発表したが、「値上りムード」は、値上げをするから起るのであってその値上げを引起した張本人はこの予算案を編成した、池田内閣自身である。今年の物価上りが、「所得倍増」計画に見込んだ率をはるかに上廻る結果になることは、経済企画庁も認めている。池田「物価倍増」内閣という、我々の批判は事実を以て裏書きされた。池田内閣の「値上げ攻勢」に対しては、すべての働く人々は、その生活を守るために、立上らざるを得なくなるだろう。

一 社会保障、減税の後退

公共投資と並んで、三本の柱を構成した、減

税、社会保障は、選挙の際の景気のよい「公約」に比べて大巾に後退した。

およそ、国の予算が、病院スト、医師のデモを背景にして編成されるという異常な光景ほど政治の貧困を如実に示すものはない。社会保障は、医療費問題のほかに、保育所の保母の給料引上げ、拠出年金の不合理是正など、多くの切実な要求を抱えているが、本予算案では、これらの問題の解決は全く不十分であり、社会保障の柱は、公共投資の柱が太くなる一方であるのに比べて、無残なほど、細くなっている。

また、約四千億円の自然増収を見込みながら実質減税は、八百億円に及ばず、そのため、勤労所得者中小企業者に対する減税は極めて不徹底に終つていて。とくに所得税減税に関係のない低所得階層に対する大衆課税である間接税の減税をまったく考えていない。このため、池田内閣の物価引上げ政策のもとで、低所得階層はもつとも大きな被害者となるであろう。

一 公債発行の危険性について

本予算案は、公共投資を最大の柱としているが、これは必ずしも民間設備投資を誘発する。このため、資金源において政府資金と民間資金との競合をもたらし、ここから公債発行の問題が再燃するおそれがある。もともと、三十五年度予算で治山治水特別会計を新設したとき以来、自民党内部に公債発行論がくすぶり続けていることを思えば、これはとくに国民の監視を要するところである。

一 旧軍人恩給の増額

生活保護基準のひき上げに消極的だった政府は、旧軍人の恩給の増額には気前がよいが、これは、結局は、本格的な国民年金制の確立をそれだけ遅らす結果にならう。現行の拠出年金に對して、これだけ根強い反対の声が上っている

時に、平然として旧軍人恩給の増額を行なう政
府の意図は、誰の眼にも明らかである。

一 防衛費その他の増額

国民の切実に要求している要求が、軒並みに
無視されている中で、防衛費は、大手を振って
堂々と二百億円余り増額され、一千七百億円を
超えている。だが、核ロケット時代には、これ
だけ莫大な費用を使つても、国を守れるという
保証は、どこにもない。一三ヶ師団への編成替
は、核兵器使用を前提とするアメリカの戦闘单
位を真似たものと伝えられるが、わが国が核戦
争の戦場になつたら、予算も自衛隊もないとい
うことを、政府の責任者たちは、考えたことも
ないのであろうか。

さらにまた、政府のPR予算が前年度に比べ
て五倍以上も計上されている事実は、自衛隊、
警察の「治安対策」の訓練の強化と共に、注目
に値する。これが、昨年の安保闘争から、自
民党政府の学び取った教訓だとするなら、それ

は、政府が実は何も学ばなかつたことを証明す
るものである。政府が、本気になつて、社会不
安をなくそうと思うならば、こういう項目に使
う費用を、せめて、福祉施設の子供たちの食費
を思い切つて引上げることにでも今すぐ振向け
るべきである。

我々は、三十六年度予算案編成過程において
予算のあるべき姿について、我々の意見を表明
し、また、特に公共料金引上げや生活保障基準
引上げなど、緊急の問題については、政府に対
して申入れを行なつて来た。ところが、今回確
定した政府案の内容は、右に批判したように、
全く我々の期待を裏切るものである。我々は、
来るべき再開国会において、本予算案を徹底的
に批判し、その正体を国民の眼の前に明らかに
するとともに、社会保障を中心とする国民生活
向上のための予算組替案を提出して闘うもので
ある。

(三十六・一・八)

三、物価問題に対する党の態度

最近の物価値上がりの動きは、依然としてそ
のおとろえを見せないばかりか、池田内閣の成
立以来、ますますこの値上げムードに拍車をか
けている。とくに三十六年度予算で国鉄運賃、
郵便料金等の公共料金値上げ案が決められてか
らは、各種物価に連鎖反応を起し、大きな社会
問題となるにいたつた。

池田内閣はこうした物価値上げが政府与党の
人気に影響することを恐れて、さきに「消費者
物価対策」と称する作文を閣議決定、「物価値
上げは極力抑える」との公約のもとに総選挙に
臨んだが、その公約はいまや完全にふみにじら
れてしまつた。

企画庁内に設けられた「消費者物価対策連絡
協議会」も単なる情報交換機関にすぎず、政府
の物価政策の貧困を国民大衆の前にばくろして
いる。独禁法の骨抜きと公取委の権限縮少を執
ように意図し、独占資本擁護の政策を進める政
府与党が、積極的に消費者保護の立場に立つて

物価安定等に乗り出すことを期待することは、
もはや望み得ない状態にある。

一 物価値上げをめぐる情勢

(一) 昭和三十六年度予算案は、「所得倍増」
計画の第一年度予算と銘うつたが、この予算が
国民大衆に約束するものは、所得倍増ではなく
て、物価倍増ということになった。公共料金の
値上げは、これまでの「値上がりムード」を
「値上げブーム」へと追いやる危険性をはらみ
池田「物価倍増」内閣の性格を明らかにした。
すでに各種物価の便剰値上げは一斉に準備され
ており、国民大衆の台所に、深刻な影響を及ぼ
すであろう。

(二) 政府の三十六年度経済見通しでは、消費者
物価は〇・七%増と見込んでいたが、最近の相
づぐ物価値上動向をおりこんで一・二%増に訂
正した。しかし経済企画庁の内部の試算でも
一・五ないし二%増になるだろうとみている。
過去五年間の通算でみると、日本の消費者物価

は年平均一・五八%の上昇だったのに対し、西

独では二・二六%，英國は二・六八%であった

ところから、政府は「この程度の上昇はわが國

の経済発展から見て当然である」と強弁してい

る。しかし、東京都の消費者物価は昨年一年で

三・八%上がっており西欧諸国の最近の上昇テ

ンポが下り坂なのに対し、わが国はしり上りに

そのテンポを早めている点とともに、注目しな

ければならない。

(3) 池田内閣の金看板であつた一千億減税も予

算分捕りの復活接衝過程ですつき色あせ、新

たにガソリン税の増税が加つて、正味の減税は

わずかに六百二十一億円、大蔵省案の七百八十

八億円と比べても百六十七億円の減となつた。

しかもこのようにわずかな減税の一方で、国鉄

運賃、郵便料金、医療費などの軒並み値上げ分

が約八百億円ぐらいになるといわれている。六

百二十一億円の減税は、完全に帳消しとなつて

国民大衆にはねかえつてくる。まして、全国の

勤労所得者二千万人のうち三〇%は月収八千円

以下、約半数は一万三千三百円以下といわれる

低所得階層の生活格差はますます拡大する。

(4) 今年は貿易自由化が一段と強化されようと

している。この自由化によつて「外国から安

い原料、半製品が自由に入り、産業のコスト、

製品価格は相当大巾に引下げ可能となり、また

外国商品の輸入は国内消費者にとって有利で

ある」と政府は説明している。しかし、少くと

も今日の段階においてはこうした一般論は通用

しない。独占資本はカルテルの強化によって、

独占価格体系を維持し、簡単に国内価格引下げ

の方向に進むとは考えられない。

(5) 自由化に対応して高金利を國際水準にサヤ

よせするという今回の金利引下げは、所得倍増計画達成のための高度成長政策に従属するものであり、日本経済がインフレ化することを求めるアメリカのドル防衛策に協力する性格をもつてゐる。しかも、銀行貸し出しの約三割を占める零細預金者へは預金金利引下げの犠牲を強いるだけである。とくに、資金需要の極めて旺盛な現時点において、敢て低金利政策を実施するこ

とは、景気を刺激し、物価値上げムードを一層

助長する。

二 党の物価対策

1 基本方針

(1) 消費者保護政策の確立

池田内閣の物価政策は、生産者もしくは業者独占資本の立場から進められ、消費者の立場は完全に無視されている。したがつて、この際、消費者保護という大前提を堅持し、消費者、労働組合、経営者、学識経験者からなる「消費者保護審議会」を中央、地方に設けて、適正物価の策定に資するとともに、政府に対しても必要に応じて勧告ができるようにする。

(2) 物価安定のための行政機関の設置

現在、企画庁内に設けられている「消費者物価対策連絡協議会」は単なる情報連絡機関であつて、具体的な効果は何一つみられない。このため企画庁をして物価行政全般に対する担当官庁とし、物価安定のための行政機関「物価安定局」を新設、物価に対する基本政策を確立するとともに物価安定と、消費者行政のセンターとする。

(3) 公共料金、重要物資価格規制法の制定

現在公共料金の決定は、そのほとんどが主務大臣の「認可事項」となつてゐるため、時の権力が資本の側と結合し、一方的に決められてゐるのが実情である。一応公聴会や、形式的な審議会はあるが、消費者の意見が正しく反映されるような状態にはない。また国民生活にとって極めて重要な諸物価にいたつては、野放しの状態である。したがつて現行法の如何にかかわらず、公共料金、重要物価の決定は、法律にもとづくこととし、このため「公共料金、重要物資価格規制法」(仮称)を制定する。

(4) 独禁法施行の強化

公共料金以外の分野でも、今日では原材料部門の独占化から加工、販売部門のカルテル化が完成し、消費者は、現実に各種独占物価の値上げに直面している。しかも政府は、カルテルやトラストを産業振興策や合理化策の名のもとに行政指導をもつて携護し、積極的に推進している現状である。このための対策として独禁法のおびただしい適用除外立法を再整理するとともに、その運用を強化し、野放し状態にある地下カルテルの追求をはじめ、環衛法にもとづく

消費者物価値上げについても、独禁法違反事件についてはきびしい審判を進める。

(5) 公正取引委員会の強化

公正取引委員会を強化拡充する。また、現在の公正取引委員は、ほとんどが各省の利益代表か、もしくは独占資本の擁護者によって占められ、消費者大衆に発言の機会が与えられていない。したがって公取委の定数を増加し、非常勤委員の制度を設けて、一般消費者、労働者、農民、中小企業者代表を加え民主的な運営と、消費者の意見が十分反映できるようにする。

(6) 独占の経済力乱用規制と独占物価引下げ

独占の経済力乱用は、今日物価値上げに端的にあらわれている。この経済力乱用を独禁法の運用を強化するだけでは十分ではない。こうした現象を根本的に改善し、国民大衆の生活を安定向上させるためには重要産業の計画化や、資金の適正配分と平行して、独占の経済力乱用を規制する必要がある。党はこのための立法措置を準備する。また、独占資本はここ数年来国家資金をも含めた巨大な設備投資によって近代化しつつあるにもかかわらず、そのことによって得たコストダウンを製品價格に反映していないしたがつて独占價格の引下げ運動を強力に展開する。

(7) 大衆課税、固定資産税の軽減

減税は池田内閣の柱の一つだったが、大衆課税（間接税、地方税）の減税は全然考えられないかった。このためとくに低所得階層への物価値上げのシワよせは大きい。したがって国民生活必需物資や中小零細企業に関連する物品税を廃止し、大衆酒の減税を行う。さらに大衆課税軽減の見地から住民税は課税方式の簡素化とその統一をはかり、個人事業税、電気、ガス税、大衆的な宿泊飲食に対する遊興飲食税の改廃または大巾軽減を行う。固定資産税については、三十六年度の定期評価替に際し、東京都その他の企図している全面的な評価引上げを抑え、田畠、沿岸漁民用漁船に対する評価の引下げを推進する。

(8) 低所得層の生活水準の引上

諸物価、料金値上がりによって、直接に生活をおびやかされるのは、とくに低所得階層である。減税の恩典にも浴さぬこれらの低所得階層

の生活水準をあげるために、生活保護基準の引き上げ、各種社会保険制度の充実等の社会保障制度の確立をはかるほか、最低賃金制の確立、家内労働法の制定等を進め全面的な所得格差のは正策を進めなければならない。

II 当面の対策

(1) 国鉄運賃

国鉄の運賃値上げは、私鉄、バス等他の交通機関料金の値上げをはじめ、連鎖的に全面的な値上げを引き起すことは必至である。またここ数年黒字経営を維持していることからしても、値上げの積極的理由はみとめられず絶対反対である。国鉄の強い公共性からみて新五カ年計画の建設資金の捻出を料金値上げという大衆の負担によつて賄うべきではない。國家の財政負担によつて解決することが本筋であり、さらには新規赤字路線の再検討、自動車輸送の強化等、経営の抜本的改善を行つべきである。

(2) 郵便料金

郵便事業の赤字の原因は、政策料金にもかかわらず、すべて独立採算制を押しつけるところにある。とくに最近の利用形態の変化から三種以下の郵便物の激増により、赤字の累増を来している。ダイレクトメールのような宣伝物が低廉料金政策のもとに過当な利益を得てゐる点等からも、料金調整が必要な段階にきてゐると考えられる。しかし、公共料金といふ性格から、郵便料金の値上げは諸物価値上げを誘発することは明らかである。したがつて当面の赤字は、料金値上げによらず国庫負担で解決し、さらに民主的な審議機関で料金調整を再検討すべきである。

(3) 電力料金

電気事業は、高度の公益性をもつ重要な基幹産業である。しかも技術的、経済的にみても一つの強力な意思による統一的運用を強く要請されるべき本質をもつてゐるが、現状は、私の独占と分割経営によつて、決定的な欠陥を露呈している。電力の地域的な余剰と不足、収益格差の拡大、料金の不均衡とくに動力料金の三、四倍も高い現行電灯料金制度はこの欠陥の一面にしかすぎない。このような電気事業を本来の姿に戻し、電力を公共のものとしてこれらの諸矛盾を一挙に解決するためには電気事業を社会化す

る以外にない。一元化し、総合的な運営を一貫してとる体制の確立が先決である。設備資金の調達を料金値上げに求めるることは本末転倒している。

(4) 医療費

政府は医療費の一〇%値上げをきめているが、値上げによる総医療費の増額分三三二〇億円を、被保険者患者の保険料（税）や治療費一部負担の大巾増額によって埋め合わせようとしている。これは勤労者大衆にたいするギセイのシワ寄せであるばかりでなく、医療保障の大巾な後退というべきである。この際国庫負担の大巾増額によつて、真の医療保険の確立をはかり、被保険者、患者に負担がかからないようにするこそが大切である。さらに中央社会保険医療協議会をすみやかに民主的に改組してこれを開き、被保険者の意見を十分とり入れつつ適正な措置を講すべきである。

(5) 環境衛生関係料金

理髪、ペーマ、クリーニング等の環境衛生関係サービス産業は、独占物価のシワ寄せをうけたる産業であり、機械化、オートメ化による合理化の余地が少く、賃金の上昇は直接的にコストの上昇へと循環する。したがつて賃金上昇が一定段階において料金値上げになることはやむを得ないが、最近のように独禁法を無視した値上げは賛成できない。これらのサービス産業に対しては金融、事業税の軽減等の措置を講じ、コストの低下をはかるべきである。

(6) ガソリン税、軽油引取税

三十六年度予算の分捕り合戦の犠牲はどん場になつてガソリン税、軽油引取税の税率引上げにしわよせされた。二兆一千億円に引きあげられた道路整備五カ年計画の規模は、今日の建設業者の能力では消化しきれないほど巨額の資金だとさえいわれている。しかもガソリン税、軽油引取税率の引上げは年々予算分捕り接衝の犠牲となり、無計画な道路行政の矛盾をばくろしたものであつて絶対に承認できない。ましてその影響がタクシー、バス、通運料金等にはねかえり、農家経済をも大きく圧迫することが予想されるので、強く反対する。

(7) 私学授業料

今日、わが国の高等教育の過半は私学が担い

その成果も大きいにもかかわらず、私学振興に関する国家予算の総額は、一国立大学の年間予算にも満たない実情にある。このため学校経営上、その財源を学費の値上げに求める以外に方法がないというのが現状であるが、これ以上大巾に学費を値上げすることは、国立大学との学費の不均衡をますます増大し、教育の機会均等の原則にも抵しよくする。したがつて、私学振興関係予算を大巾に増額するほか、学校法人に対する寄附金の免税、育英制度の改善、一般経常費の国庫補助制度の実現をはかるべきである。

(8) 地代、家賃

最近、地代家賃統制令廃止の動きが強まり、政府もそのための法案を提出することになつてゐるが、これは結果として低所得層の地代家賃を引上げ、かつ一般の地代家賃値上げの口実となるので反対する。公団住宅についても、今日の高家賃の抑制策をこそ講ずべきであつて、そのためには國の財政措置をはかり、家賃値上げによるべきではない。

三 物価値上げ動向

国 鉄 運 貨

昨年の十二月二十一日、国鉄当局は一般旅客運賃の一六・七%，定期運賃の四四%，貨物運賃の一五%値上げ案を発表した。

この発表案によれば、国鉄新五カ年計画実施にもとづく資金は一年間に約二千億円必要であり、しかもこの所要資金のうち国鉄が三十六年度において見込みうる自己資金は五〇〇億円にたらない状態であるので、少くとも明年度において約八〇〇億円の資金増が必要であるとし、これを調達するためには政府財政よりの融資でまかなうべきであるが、それができないときは値上げ（年増約六〇〇億円）によりまかなわねばならないというものが国鉄当局の言分であった。

世論の反撃を恐れた政府は、通勤、通学、普通定期とも割り引き率をすえおき、旅客の基礎賃率の引き上げ率のはねかえり分だけの一四・六%の引き上げとすることに決めた。この結果国鉄の運賃引き上げは旅客、定期が一四・六%、貨物が一五%となる。国鉄のこの引きあげによる增收は四百八十六億円が見込まれ、全収入に

対する增收率は一二%になる。

しかし、国鉄は現在黒字であり、国鉄当局の発表している損益計算書をみてもつぎのように

三十三年度百一億七千万円、三十四年度三十四億六千万円の黒字を出し、さらに三十五年度は百五十億円の黒字が見込まれている。

損 益 計 算 書

| 内訳 | 34年度 | 33年度 | 増減率 |
|---------|-------------------|-------------------|--------|
| 収入 | 千円 367,794,496 | 千円 335,845,830 | + 10% |
| 鉄道収入 | 351,443,816 | 320,996,688 | + 9% |
| 船舶収入 | 5,768,168 | 5,287,444 | + 9% |
| 自動車収入 | 6,635,517 | 6,161,226 | + 8% |
| 雑収入 | 3,946,995 | 3,400,472 | + 16% |
| 経費 | 365,003,343 | 333,059,232 | + 10% |
| 鉄道経費 | 276,258,980 | 249,970,971 | + 11% |
| 船舶経費 | 4,555,814 | 4,338,678 | + 5% |
| 自動車経費 | 6,680,412 | 6,074,687 | + 10% |
| 減価償却費 | 52,231,465 | 51,057,268 | + 2% |
| 利子債務取扱費 | 17,777,789 | 15,554,615 | + 14% |
| 固定資産際却費 | 7,498,883 | 6,063,013 | + 24% |
| 営業損益 | (益)2,791,153 | (益)2,786,598 | 0 |
| 営業外収入 | 6,195,003 | 8,986,859 | - 31% |
| 営業外経費 | 5,520,762 | 1,598,846 | + 245% |
| 純損益 | (益)3,465,394 | (益)10,174,611 | - 66% |

ところで国鉄の旅客の九九%は二等客である。これを定期利用者と定期をもたない利用者にわけてみると、定期客が約六六%を占め、普通旅客がかなり少い。この定期と定期外の旅客の移り変りをみると、定期外旅客人員の伸びがわずかに一・三倍にすぎないのに、定期乗客人員は一・八倍とそのカーブはかなり急である。最近の五年間に定期外は一五%増であるのに、定期はその倍の三一%増である。

「定期、定期外旅客人員推移」

| (万人) | 定期外 | 定期 |
|------|------|------|
| 二十五年 | 一三七 | 一三五 |
| 三十四年 | 一六五 | 三三・二 |
| | 三三・二 | 三、二五 |
| | 一三・二 | 一三・二 |

ここ数年のうちにおこっている。

通勤定期では、昭和二十三年当時通用期間一ヶ月、六ヶ月を買う人が全体の七四%で、各々が三七%と同じ割合であったが、昭和三十四年になると一ヶ月、六ヶ月定期は九〇%に大巾にふえ、しかも以前にみられたバランスは全く崩れ、一ヶ月定期を買う人は三七%から八五%と

圧倒的に増加し、六ヶ月定期は三七%から五%に大巾に減り、三ヶ月定期も二六%から半分以下の一〇%に減ってしまった。

通学定期の場合でも、通用期間一ヶ月、六ヶ月定期を求める学生は、それぞれ全体の一九%六一%であったが、昭和三十四年になると、一ヶ月定期は一九%から七三%に急激にふえ、六ヶ月定期は反対に六一%から五%にガタ落ちしている。

こうして通勤、通学定期を通じてみられることは不利な一ヶ月定期（通勤、割引率最低六割最高八割）が大巾にふえ、有利な六ヶ月定期（通勤、割引率最低六割六分、最高八割三分）が逆に減少していることである。

以上のことからも、国民が有利な六ヶ月定期を買う余裕がなく、交通費がいかに家計の大きな負担になつているかを明らかにしている。

次に通勤定期代を勤務先が負担する場合と通勤者自身が負担する場合の割合をみてみよう。その割合は一ヶ月定期の場合、勤務先負担六

七%、六ヶ月の場合、勤務先負担八四%（全額
五六%、一部二八%）本人負担一六%

以上になつてゐるが、本人負担の多く
が中小企業に務める者があるので、低所得世帯
ほど値上りの影響は大きいとみてよいだらう。

郵便料金

| | | 通 常 郵 便 物 | | 改 正 | |
|---|--------------------|-----------|---------|----------|------------|
| | | 現 行 | 20グラムごと | 現 行 | 20グラムごと |
| 区 | 別種(封書) | 5 円 | 4 円 | 100グラムごと | 100グラムごと |
| 一 | 二 | 5 円 | 4 円 | 100グラムごと | 100グラムごと |
| 第 | 常賀 | 三 | 4 円 | 100グラムごと | 100グラムごと |
| 通 | 新雜 | 4 円 | 4 円 | 100グラムごと | 100グラムごと |
| 年 | 聞 | 4 円 | 4 円 | 1キロごと | 無 料 |
| 第 | 官報など | 4 円 | 4 円 | 100グラムごと | 100グラムすえおき |
| 通 | 誌 | 4 円 | 4 円 | 2 円 | |
| 年 | 教育用字苗種 | 4 円 | 4 円 | 5 円 | |
| 第 | 盲農 | 4 円 | 4 円 | 5 円 | |
| 通 | 五種 | 4 円 | 4 円 | 8 円 | |
| 年 | (市内特別全面) 印刷書状など | 5 円 | 5 円 | 8 円 | |
| 第 | 一般 | 5 円 | 5 円 | 8 円 | |
| 通 | 五種 | 5 円 | 5 円 | 8 円 | |
| 年 | | | | | |

(注) いままで五種扱いとなつてゐた印刷書状のうち、請求書領
收書、あいさつ状など筆書きを加えたものは、一種扱いとし
20グラムごとに10円とする。

| | | 小 包 | | | |
|---|---|-------|-----|------|-------|
| | | 内 | 小 | 包離離 | 2キロまで |
| 市 | 近 | 2キロまで | 30円 | 同 | 50円 |
| 中 | 距 | 55円 | 同 | 90円 | 90円 |
| 遠 | 距 | 70円 | 同 | 120円 | 120円 |
| | | 90円 | 同 | 170円 | 170円 |

(注) 4キロ、6キロの場合もこうした比率で値上りする。

特 別 取 扱 い

| 書 | 留 | 料 | 金 | 40円 |
|----|---|---|-----|-----|
| 現物 | | | 35円 | 40円 |
| 速 | | | 35円 | |
| 通 | | | 25円 | 30円 |
| 常 | | | 50円 | 70円 |
| 包 | | | | |
| 小 | | | | |

郵政省の言分では
三十六年度では現行料金のままだと郵政事業
特別会計は五十一億円の赤字となり、四十年度
では二百億円の赤字になるので、料金値上げは
やむを得ないとしている。
ところで郵政事業の赤字の原因は、すべて独
立採算制といながら、事実は公企業の料金決
定原則を無視した料金＝政策料金にあるといわ
れている。

第一種においては、原価と収入とのひらきが
非常に大きいことが目立つてゐる。つまり収入
が原価をはるかに上廻つてゐるということであ
る。したがつて公企業の料金原則からすれば高
すぎる料金である。しかも表をみても明らかな
とおり、第一種と第二種をあわせて信書全体と
してみても、物数において過半数の五八・一%
であるが、その総原価の全体にしめる比率はわ
ずかに三七・四%であり、総収入は四三・〇%
となつてゐる。したがつて信書全体としての総
収入マイナス総原価、つまり黒字は二一億八、

郵便料金については、昨年十二月二十八日、
郵政審議会が答申した値上げ案を若干手直しし
つぎのような値上げ案が決つた。この値上げに
よつて三十六年度は六十七億円、平年度で八十
八億円の増収となる。

このため三十四年度の実績でみると第三種料
金による赤字は年額七億通、四十億円にもなつ
ている。そのうちの三億通は一般日刊紙による
ものであり、四億通は業界紙、民間諸団体機関
紙等によるものである。しかし、料金の値上げ
によつて受けける影響には相当な開きがある。一
般日刊紙の経費にふくまれる郵送費は二%であ

るのに対し、業界紙、民間諸団体機関誌等では三〇%位にあたる。このように、等三種料金を利用する中小企業その他の民間諸団体の割合が年々増加しつつある。現在では、料金値上げによって中小企業民間団体の受ける問題はかなり深刻なものであろう。以上のことから、なにも第三種や第四種の料金の値上げが当然であるといつていいのではないか。つまり、第一種の料金の相対的高値によつて第三種や第四種の採算のとれない低料金による赤字を補つてあるというような、郵便料金制度をそのまま放置しておいた郵政当局に責任があるといつていいのである。

したがつて、郵政事業の赤字をすべて料金の値上げによつて、消費者に転化することによつて償うことは不當である。ことに今回の答申のなかにも「料金体系全般の検討としては第一種第二種についてもその対象とすることが妥当と考えるが……」という含みある表現が書かれて

いるように、現行でさえ高すぎる第一、二種の

通 常 郵 便 書 留 速 普 小 郵 便

ガソリン税 政府は、道路整備五カ年計画の規模を当初原案の一兆八千億円から二兆一千億円に引きあげその財源をガソリン税の一五%引き上げに求めた。この結果三十六年度は百八十億円、平年度二百十七億円の增收となる。税率引き上げの影響は、タクシー、私鉄、通運料金の値上げに波及することは必至とみられる。

一方ガソリン税の値上げは耕うん機の使用だけ年間六億円の負担増となるといわれ、農家にとつても大きな圧迫材料となろう。

| 業種別 | 総原価 | | 物数 | | 総収入 | | 総収入—総原価 | |
|------------|---------------|----------|--------------|----------|---------------|----------|-------------|----------|
| | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 実数 | 構成比 | 実数 | 負担率 |
| 合計 | 百万円 37,996 | % 100 | 百万通 4,039 | % 100 | 百万円 38,180 | % 100 | 百万円 184± | % 111 |
| 第一種(封書) | 5,523 | 14.5 | 838 | 20.7 | 8,842 | 23.2+ | 3,319- | 42.9 |
| 第二種(葉書) | 8,688 | 22.9 | 1,511 | 37.4 | 7,555 | 19.8- | 1,133- | 15.0 |
| 第三種 低料扱 | 3,265 | 8.6 | 486 | 12.0 | 520 | 1.3- | 2,745- | 36.3 |
| その他雑誌 | 997 | 2.6 | 110 | 2.7 | 60 | 0.1- | 937- | 12.4 |
| 通信教育 | 87 | 0.2 | 10 | 0.25 | 55 | 0.1- | 32- | 0.4 |
| 盲人用点字 | 42 | 0.1 | 1 | 0.02 | 1 | 0.0- | 40- | 0.5 |
| 農産種苗 | 136 | 0.4 | 4 | 0.09 | 26 | 0.0- | 115+ | 1.5 |
| 第五種(印刷物) | 5,408 | 14.2 | 850 | 21.0 | 7,387 | 19.7+ | 1,979+ | 25.5 |
| 留 | 3,337 | 8.8 | 89 | 2.2 | 5,091 | 13.3+ | 1,754+ | 22.6 |
| 書 | 475 | 12 | 8 | 0.2 | 658 | 1.7+ | 187+ | 2.3 |
| 留速達 | 1,810 | 5.0 | 66 | 1.6 | 2,420 | 6.3+ | 510+ | 6.5 |
| 小包 | 5,303 | 14.0 | 48 | 1.2 | 3,405 | 9.1- | 1,895- | 25.1 |
| 普通通小包 | 2,022 | 5.3 | 15 | 0.37 | 1,751 | 4.6- | 271- | 3.6 |
| 郵書留速達小包 | 222 | 0.8 | 1 | 0.02 | 167 | 0.4- | 125- | 3.1 |
| 普通速達小包 | 511 | 1.4 | 2 | 0.05 | 242 | 0.6- | 265- | 3.6 |

(昭和30年度「郵政統計年報」より)

| | 原価 | 収入 | 損益 | 損益×100 |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| 第一種(封書) | 6.59円 | 10.55円 | 3.96 | 60.1% |
| 第二種(葉書) | 5.75 | 5.00 | △0.75 | △13.0 |

(「昭和30年度郵政事業原価計算報告書」)

医療費

昨年の病院ストに引続いて問題となつた医療

費は厚生省、日本医師会、自民党医療対策特別委員会、社会部会田中正己氏がそれぞれつぎの

可 厚生省より上廻る 別途にて検討 一律値
上げをする。

電 気 料 金

○%の医療費値上げ案が決まり、具体的な点は中央社会保険医療協議会で決められることとなつた。予算案によると、この値上げ分三百六十億のうち七十四億円を国庫負担としたが、残りの大半は保険財政や患者の自己負担となつて直接国民のフトコロにはねかえつてくる。

厚生省案 点数改定により 病院約一四%点数表の改正を同時に実施し、新点数表をつくる。

診療所約六%（平均一〇%）

日本医師会案単価一律値上げ 三〇%点数表に

ついては将来実施（一点単価を一三円とする）

自民党医療対策特別委員会 単価一律値上げ 一五%点数表については別途に検討（一点単位

を一円五〇銭とする）

自民党社会部会田中私案 方法は何れにしても

この値上げ案に対しては、すでに聴聞会も終り、通産大臣の認可の段階になつてゐるが、時期悪しとみた政府は今のところ認可することをためらつてゐる。しかし、東京電力も一%程度の値上げを準備中であり、北海道をはじめ各社の一斉値上げに波及する動きがある。

昨年の七月十四日、九州電力は総合値上げ率一七・五五%，需要種別ごとの料金に適正な均衡を保持するようにつとめたとして電灯の値上げ率一八・九%，電力の値上げ率一七・三%の料金改定を通産省に申請した。この案による増収額は二年間で一八〇億八〇〇万円（電燈料金五十七億九千八百万円、動力料金百百二十二億八千二百万円）となる。

契約種別毎の値上率
(単位・KWH当り円)

| 種 别 | | 現行料金 | 改定料金 | 値上率% | |
|-----|-------|---|---|---|--|
| 電 灯 | 定額 | 12,638 | 13,473 | 106.61 | |
| | 従量 | 11,623 | 13,825 | 118.95 | |
| | 電書 | 11,965 | 12,324 | 103.00 | |
| | 電合 | 11,685 | 13,800 | 118.10 | |
| | 業務用電力 | 8,568 | 10,070 | 117.53 | |
| | 小口電力 | 50 KW未満 50 KW以上 計 | 10,650 6,059 8,044 | 12,530 7,104 9,149 | 117.65 117.25 117.47 |
| 電 力 | 大口電力 | 3,000KW未満 一般 3,000KW特約 以上 計 | 4,639 4,147 2,924 3,741 3,097 | 5,415 4,881 3,441 4,403 4,590 | 116.73 117.70 117.68 117.70 117.48 |
| | 特殊電力 | 1,000 | 1,000 | 11,000 | |
| | 臨時電力 | 農一 計 | 7,030 7,589 7,472 | 8,141 8,355 8,310 | 115.80 110.01 111.22 |
| | 工事電力 | 事業用電力 合計 | 4,583 | 5,376 | 117.30 |
| | 合 計 | 5,652 | 6,644 | 117.55 | |

注 従量電灯が電灯のなかで一般家庭用であり、もっとも使用量の高いものである。

改定の理由として、設備拡充にともなう資本費の高騰を第一にあげ、従量電灯のうち一〇A以上をアンペア制に切換えること、電力は大口小口の区別をやめ、低圧、高圧、特別高圧の三つとし、二段料金制を廃止するなどの措置を内容としている。

九州電力の三四年度の電灯については、単価は一円九一銭で需要の一四%収入の三〇%をしめ、電力については単価四円一四銭、需要の

八六%、収入の七〇%、三千KW以上の一般大口電力は四円五銭、大口特約電力は二円八四銭で供給されている。このように大口特約電力、一般大口電力と一般家庭で使用されているような電灯との料金の格差は極めて大きい。このことは全国的にみても同様である。（表 参照）

値上げの第一の理由になつてゐる設備拡充は、最近需要の急激な増加によるものとされているが、通産省では三六年度の電力需要は三五年度

| | 34年末 (KWH当り円) | | | | | | | | | | |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 北海道 | 東北 | 東京 | 中部 | 北陸 | 関西 | 中國 | 四国 | 九州 | 全国 | |
| 電 灯 力 均 | 12.24 | 11.96 | 10.98 | 12.20 | 11.71 | 11.03 | 12.49 | 13.59 | 11.91 | 11.56 | |
| 電 電 平 | 4.89 | 3.40 | 8.86 | 4.25 | 3.06 | 4.58 | 5.16 | 4.37 | 4.60 | 4.14 | |
| | 6.07 | 4.35 | 5.28 | 5.38 | 3.64 | 5.66 | 6.43 | 5.68 | 5.64 | 5.29 | |

に対する一五%前後だと推定している。この電力需要の増加が電力会社の収益の低下をもたらす最大の原因となつてゐることは事実である。しかも電力需要の増加のもとは基本的に需要の八〇%以上を占める独占大企業の産業用電力である。

昨年の二月、電気料金制度調査の答申によつて、新電気料金算定基準が制定された(注)これによつて内部留保の強化を料金制度面でも保証しようということであり、公式の見解でも、この制度改定によつて約五六%の内部留保が生ずるものとされている。この制度面での改定が料金の値上げに先立つてなされていることは注目する必要がある。

※注 新電気料金算定基準要領、原価主義、公正報酬、需要家の公平な取扱いの明示、原価計算期間を二年とすること、配電設備には取替法を適用、事業報酬についてはレートベース方式を採用する等を骨子としているが、これによつて原価主義の一層の徹底におかれ、公共の利益の確保が軽視される結果になつた。(電力資料一月五日号)

電力業界は、昨年一年を通じてみて、電力需用は対前年増加率一八%台の高水準に安定し、各社とも前年同期の三八%増の利益を向上した。(電力資料一月五日号)

| 四 物価値上の足どり | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|---|---|------|---------|--------|--|--|--|--|
| 理 髪 クリーニング(Yシャツ) | | | | | | | | | | | |
| 35 | 34 | 10 | 5 | 新 | 中央基準 | 一四九円九一銭 | 三四円五九銭 | | | | |
| • | • | 1 | 4 | 私 | 東京 | 一六二円三三銭 | 三九円〇九銭 | | | | |
| 7 | 7 | 6 | 4 | 大 | 大阪 | ガガガスオ | 一一・七二% | | | | |
| 東 | 地 | 地 | 通 | 私 | 京都 | ガガス | 一一・五% | | | | |
| 邦 | 下 | 下 | 運 | 立 | 福井 | ガス | 一一・九五% | | | | |
| ガ | 鉄 | 鉄 | 料 | 大 | 名古屋 | ス | 五〇三% | | | | |
| ス | (大) | (東) | | | | 二〇% | 二五% | | | | |
| | | | | | | 一八・二四% | 一八・七二% | | | | |
| | | | | | | 一一・五% | 一一・五% | | | | |
| | | | | | | 五〇三% | 三三・三% | | | | |
| | | | | | | 二五% | 三三・三% | | | | |
| | | | | | | 一円値上げ | 一円値上げ | | | | |
| | | | | | | 一二・九五% | 一二・九五% | | | | |

げ率になつてしまふ。このため他都市とのバランスも考えて一五%平均にとどめ平均評価額は六〇四八円になるといわれる。この固定資産税の引きあげは、当然地代、家賃にシワ寄せされるであろう。

理髪・パーマ・クリーニング

理髪、パーマ、クリーニングの料金については三十四年秋から三十五年春にかけて、中央では環衛適正化中央審議会が最低料金について算定方針と全国の基準料金をきめた。これが現在各都道府県の環衛審議会で各地方毎の料金をきめる段階になつてゐる。しかし最近の傾向として環衛審議会にかけて適正に審議するのをさけ、秘密裡に業者間で申し合せ、個人個人でやつたことにして高い料金にしてしまう傾向がある。(群馬、板橋では理髪一五〇円を一八〇円に) 東京ではパーマなどが四〇〇円を六〇〇円から七〇〇円にあげてしまつてゐる例もある。またクリーニングもYシャツ一枚を三五円から四〇円に一斉に値上げしてゐる例が群馬等に見られる。中央基準と東京の環衛審議会で申請中の申請料金はつぎのとおりである。

国、公立大会の授業料値上げは、世論の非難と学生運動の再燃激化を恐れて、一応中止するにいたつた。しかし私の方はつぎのように目白押しに値上げされる。(次頁の表参照)

四 農業基本法案

目次

| | |
|------|------------------------------|
| 第一章 | 農業総則（第一条・第二条） |
| 第二章 | 農業計画等（第三条～第五条） |
| 第三章 | 農業予算と農業金融（第六条・第七条） |
| 第四章 | 土地利用の高度化（第八条・第九条） |
| 第五章 | 農業経営の共同化及び近代化（第十一条～第十三条） |
| 第六章 | 農畜産物の価格安定及び流通の合理化（第十四条～第十八条） |
| 第七章 | 農業用資材の確保（第十九条・第二十条） |
| 第八章 | 農業灾害対策（第二十一条・第二十二条） |
| 第九章 | 農村の権利擁護と地位の向上（第二十三条） |
| 第十章 | 農村の生活文化の向上（第二十四条） |
| 第十一章 | 農業行政機構の整備改善（第二十五条） |

前文

附則 第十二章 農政審議會（第二十六條—第三十
一条）

わが国の農民は、古来、それぞれの時代の支配者によつて抑圧され続けてきた。明治維新後も地主制の圧迫に苦しみ、資本主義発展の踏み石とされ、また軍国主義と相づぐ戦争は、農村の資源を荒廃させた。

わが国の農業が、今日なお家族的過小經營の形態にとどまり、土地の利用や土地条件の整備が遅れ、農村の生活文化が前近代的状態を脱し得ないのは、これらの歴史的事情に基づくものといわなければならない。

太平洋戦争後の農地改革と農村の民主化は農業生産力の拡大と農民の地位の向上に大きな役割を果たしたが、過小經營を解消し、その零細化をとどめる力を持たなかつた。その上、わが国経済における大資本の支配力が復活強化す

昭和三十六年度主要私立大学費

| 大 | 學 | 名 | 新授業料 (現行授業料) | 学入学金 (現行入学金) | 新諸経費 (現行諸経費) |
|---|-----------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 慶 | 應 (法文) | 四〇,〇〇〇円 | 三〇,〇〇〇円 | 五〇,〇〇〇円 | 一、七五〇円 |
| 慶 | 應 (医) | 七〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 三、七五〇 |
| 中 | 央 (法文) | 三五,〇〇〇 | 三四,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 | 一、六〇〇 |
| 法 | 政 (工) | 四〇,〇〇〇 | 二八,〇〇〇 | 三〇,〇〇〇 | 一〇,〇〇〇 |
| 立 | 命館 (法文) | 三〇,〇〇〇 | 二三,〇〇〇 | 二五,〇〇〇 | 一八,〇〇〇 |
| 西 | 関西学院 (理工) | 三三,〇〇〇 | 二六,〇〇〇 | 三〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 |
| 東 | 京女子歯科 | 一〇〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 一八〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 |
| 東 | 京歯科 | 八〇,〇〇〇 | 六〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 | 一六,〇〇〇 |

| | | |
|---|------------|-----------------|
| 7 | 東京風呂 | 一六円↓ |
| 8 | 東京食ぱん | 一七円高 三〇円→三五円 |
| | (三五〇→四〇〇瓦) | |
| 8 | 醤油(一リットル) | 一七五円↓ |
| 8 | 一八五円 | |
| 9 | 小麦粉(日清製粉) | 二五円値上げ |
| 9 | うどん、そば(東京) | 三〇円 三五円 |
| 9 | みそ(一キログラム) | (二二キログラム) |
| 9 | (三六・二・二) | |

るに伴い、農業は、生産、価格、流通等の面で経済上の圧迫を受け、農業と他産業との生産力の格差、農民と他産業従事者との所得と生活の不均衡は次第に拡大してきた。

従つて、このまま、農業を弱肉強食の自由経済に組み入れ、国際競争にさらしたならば、零細農の転落はもとより、比較的大きな農家の自立をも困難にし、農業の発展を阻害することは必至である。

われわれは、農業がわが国の経済社会の中に最も重要な地位と、以上に述べた歴史的事実にかんがみ、農業発展の支障となる自然的・社会経済的諸原因を除去し、農民の所得と生活を豊かにし、都市と農村の文化的格差を解消することには、国の政治の最も重大な責務であると確信する。

この見地から、国は、その責任において、積極的かつ計画的に、農用地の大規模な拡張、土地条件の整備及び共同化による経営の拡大と近代化を促進し、農畜産物の価格安定及び農業用資材の流通価格の適切な施策等を強化して農業生産の発展を図り、もって農民の地位と生活を向上させる必要がある。

ここに農業に関する新たな政策の目標と原則を明らかにするためこの法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、わが国農業の構造改革を通じ、その生産力を飛躍的に拡充して農畜産物の自給度を高め国民経済の発展に寄与せしめるとともに、農民の所得及び生活水準が他産業に従事する者のそれと同一水準になるよう高めあわせて農村と都市との生活文化水準の格差を解消することを企画し、そのための基本原則を定めるものとする。

(国の責任)

第二条 国は、前条の目的を実現する責任を負う。このため国は、農業に関する土地（水を含む。以下同じ）の利用の高度化、農業経営の共同化及び近代化、農畜産物の価格の安定及び流通の合理化、農業用資材等の確保、農業灾害対策、農村の生活文化の向上等についての助成、保護その他必要な農業政策、財政政策、金融政策等の諸政策を総合的に講じなければならない。

ければならない。

第二章 農業計画等

(農業基本計画)

第三条 政府は、この法律の目的を実現するため、長期の農業基本計画を樹立し、これを国会に提出してその承認を受けなければならぬ。

2 前項の農業基本計画には、農畜産物の生産計画、農畜産物の需給計画、農業に関する土地の開発利用計画、農業経営の共同化及び近代化に関する計画、農業用資材等の確保に関する計画、農民の所得の増大に関する計画、農村の生活文化の向上に関する計画及びこれらに関する地域別計画並びにこれらの計画を実施するのに必要な財政金融計画を含むものとする。

3 政府は、第一項の規定により農業基本計画を樹立するには、農政審議会の議決を経なければならない。

4 政府は、第一項の農業基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、その定めた農業基本計画を変更し、これを国会に提出してその承認を受けなければならぬ。この場合には、前項の規定を準用する。

(農業年度計画)

第四条 政府は、前条第一項の農業基本計画に基づき、毎年度、翌年度の農業年度計画を樹立し、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十七條の規定による予算の提出とともにこれを国会に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の農業年度計画については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(農業報告)

第五条 政府は、毎年度、前条第一項の規定による農業年度計画の提出と同時に前年度の農業年度計画の実施の結果の報告書及びその年度の農業年度計画の実施状況の報告書を国会に提出しなければならない。

第三章 農業予算と農業金融

(予算の確保)

第六条 国は、第四条第一項の農業年度計画の実施に必要な予算を確保しなければならない（資金の確保）

第七条 国は、農業に対する長期低利資金の確保を図るため、財政資金の供給を拡充し、及び農民の蓄積資金の農業への還元利用を促進するため必要な措置を講じなければならない。

い。

第四章 土地利用の高度化

(土地利用の高度化)

第八条 国土は国民に与えられた天然の資源として何人もこれを公共の利益に合致するよう最高度に利用しなければならないとの原則のもとに土地資源（水資源を含む）の開発とその利用の高度化のために設定された土地利用区分及び土地利用計画に基づき、国は、農用地の拡大と農用地の土地条件の整備に努めなければならない。

2 国は、前項の目的を達成するため、同項の土地利用区分及び土地利用計画に基づき農用地に転換することを適当とされた山林原野等につき、国有地については、農民又は農業生産組合その他の農民の団体に対し売渡し若しくは貸付けを行なうとともに、公有地若しくは民有地については、買収又は利用権の設定等により、これをこれらの者に所有、管理若しくは利用させるための措置を講ずるものとする。

(農地の所有形態)

第九条 農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし、農地に関する権利は自主的に共同的保有に移行させるように指導するものとする。

第五章 農業経営の共同化及び近代化

(農業経営の共同化)

第十一条 国は、わが国農業における過小農経営を克服するため、農業生産組合その他の農民の共同組織を育成しなければならない。

2 国は、農業経営の共同化を促進するため、全額国庫負担による農用地の造成、土地改良及び集団化により農業生産基盤の整備を図らなければならぬ。

3 国は、農業生産組合を農業協同組合の下に育成するものとし、そのため、農業生産組合に対し、その事業及び施設につき指導、助成機械の貸付け、長期低利資金の貸付け、税法上の特別措置等の措置を講じなければならない。

い。

4 国は、農業経営の共同化及び近代化をするため、農業協同組合の活動を活発ならしめるよう必要な措置を講じなければならない。（農業経営の近代化）

第十一章 農業経営の共同化及び近代化

並びに農業技術の改良を促進するため、これらに関する試験研究施設を充実して効率的な試験研究を行ない、その成果の充分な活用を図り、かつ、指導普及事業の機構として都道府県の区域内の必要な地に農業サービスセンターを設置するとともに、機械化促進の機構として都道府県ごとに国営農業機械ステーションを設置するものとする。

(如地農業等の振興)

第十二条 国は、畠地農業を振興して畜産農業果樹農業及び園芸農業の発展を図り、農民の手による農畜産加工工業及び農業関連産業を振興してわが国農業の総合的な生産の拡大と農村における就業の増大を図らなければならない。

(近代的農業経営の担当者の養成と確保)

第十三条 国は、農業経営の共同化及び近代化を促進するため、教育施設を充実して近代的農業経営のない手としての人材の養成及び確保に努めなければならない。

第六章 農畜産物の価格安定

及び流通の合理化

(価格支持)

第十四条 国は、米麦等の管理制度を維持改善し、生産費及び所得補償の原則に基づき、主たる農畜産物の価格を支持してその安定に努めなければならない。この場合において、農民は、農畜産物の価格の決定に参加する権利が保障される。

(需要拡大及び輸出振興)

第十五条 国は、勤労階層の所得水準を高め、及び国民食生活の改善を指導する等により、食糧の消費構造を高度化して農畜産物の国内需要を拡大するよう努めなければならない。

2 国は、農畜産物につき海外市場の開拓及び拡張を図る等により、農畜産物の輸出を振興するため必要な措置を講じなければならない。

(輸入制限等)

第十六条 国は、わが国農業の発展に資するため、国内産農畜産物について関税の適正化、輸入制限、その他必要な措置を講じなければならない。

(需給と流通の合理化)

第十七条 国は、農畜産物の需給と流通の合理化を図るため、農畜産物の生産と出荷を計画的に行なうための指導及び助成の措置を講ずるとともに、農業協同組合による共販事業を促進し、その加工、貯蔵、市場等の事業を助成しなければならない。

(市場の整備等)

第十八条 国は、農畜産物の取引の適正化を図るため、公営の卸売市場を整備拡充する措置を講じ、特に必要がある場合においては、農畜産物の市場を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

第七章 農業用資材等の確保

(農業用資材等の確保)

第十九条 国は、化学肥料、農薬、農機具等の農業用資材、家畜飼料、農業用動力等につき、その生産と流通を規制し、農民に対して安価な供給を確保しなければならない。

第二十条 国は、前条に規定する農業用資材、家畜飼料、農業用動力等の安価な供給を確保するため特に必要がある場合には、それらの生産、輸入、販売等の事業を国営とし、又は国の管理の下に置くことができる。

第八章 農業災害対策

(災害防除対策)

第二十一条 国は、災害による農用地、農業用施設及び農畜産物の被害に対する恒久的な防除対策を講じなければならない。

(災害復旧及び災害補償)

第二十二条 国は、その責任において、災害による農用地及び農業用施設の被害については

その復旧を行なうとともに、災害による農業に関する損失については、これが完全に補償されるよう充分な措置を講じなければならない。

第二十三条 国は、農民の自主的組織を育成強化し、その団結権、団体交渉権等の権利を保

障するための法制を整備し、もって農民の地位の向上に努めなければならない。

第十章 農村の生活文化の向上

第二十四条 国は、農村の生活改善及び農村生活の集団化並びに交通、通信、水道等の公共施設及び文教、保健、社会保障の諸施設の整備を図り、すみやかに農村と都市との生活文化水準の格差を解消するよう努めなければならない。

2 国は、農業における過重労働の軽減並びに農村における婦人の家事労働の軽減及び婦人の地位の向上を図るため必要な措置を講じなければならない。

第十一章 農業行政機構の整備改善

第二十五条 国は、農業行政機構を整備改善してこの法律に基づいて講ぜらるべき諸施策の円滑な遂行を確保しなければならない。

第十二章 農政審議会

(設置)

第二十六条 総理府に、附屬機関として、農政審議会（以下「審議会」という）を置く。

(権限)

第二十七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣及び関係各大臣に建議することができる。

(組織)

第二十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、農民を代表する者及び農業、財政又は経済に関し学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は農政に関し調査及び研究を行う団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第三十条 審議会の庶務は、農林大臣官房にお

いて処理するものとする。

(委任規定)

第三十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。
- 農政審議会に関する事務（庶務を除く）を行なうこと。

第十五条の表中宇宙開発審議会の項の次に次

五 農山漁村生活近代化政策要領

（一九六〇・一二・二七）

一、農山漁村生活文化の立ちおくれ
わが国の農村は有史以来の搾取と収奪のため、土地利用など生産条件と同じく、農民の生活環境も甚だしく立ちおくれている。戦後都市的な消費文化が浸透し、生活改善運動もやや進行しているが、住宅施設などの基礎的条件は旧態依然として、前近代的形態のままにおかれ、生活の不便はもとより、生産活動の重荷となつてゐる。

しかも国民生活環境改善の行政も、都市に偏り、農村住宅などは放置して顧みられない状況である。われわれは、この際特に農村生活文化政策を強力にとりあげ、住みよい農村をつくり、農家の人々を家事労働の負担から解放して農業の生産能率を高め、都市と農村の文化的格差を解消する必要がある。

二、施策

社会党は以上の見地に基き、豊かな農村を建設するため、農業基本法、農業生産組合法など一連の農業法案と共に、左記要綱による「農村生活近代化法案」を通常国会に提案する。

三、農村生活近代化法案の要綱

(一) 目的

農村（山村、漁村を含む以下同じ）の住民

のようないかれる。

| | |
|-------|---|
| 農政審議会 | 農業基本法（昭和三十六年法律第三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。 |
|-------|---|

| |
|---------------------------------------|
| 農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。 |
|---------------------------------------|

| |
|-----------------------|
| 第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。 |
|-----------------------|

十五の三 農業基本法（昭和三十六年法律第二号）第三条の規定による農業基本計画及び同法第四条の規定による農業年度計画を立てし、同法第五条の規定による報告書を作成し、その他同法の施行に関する事務を管理すること。

の衣食住などの生活を改善し、その生活を集団化すると共に、水道、交通、電気、電信電話、集会所、作業所、保育所などの施設を整備して農村の生活環境を向上し、農漁民の生活の内容を豊かにし生産活動の能率を高め、住みよい農村を建設し、都市と農村の文化的格差を解消させることを目的とする。

(二) 国と地方公共団体の任務

- 国及び地方公共団体は本法に定めるもののか、農村の生活環境を整備し、その住民の衣食住などの生活改善を促進するため必要の措置をとらなければならない。
- 国及び地方公共団体が前項の業務を行う場合は、それぞれの地域の自然的経済的実情を調査研究するとともに、地域住民又はその団体の意見をきき、その協力を得て、合理的且つ民主的にこれを行なうよう努めなければならない。

農林大臣は、農村の生活環境、生活条件及びその住民の生活実態を調査し、衣食住など生活の改善と生活環境の近代化についての計画と方針を策定するとともに、地方公共団体に対し、技術的な助言と協力を行わなければ

ならない。

四 地方公共団体の措置

- (1) 都道府県は「農村生活科学研究所」を設置し、地域内農村の生活実態を調査し、資料を整備し、生活改善についての指導普及、及び市町村などの事業に対して助言援助を行うものとする。
- (2) 市町村は、地域内の農村生活近代化の計画を定め他の農業漁業団体、農漁民団体及び青年会、婦人会などの文化団体と協力してこれを実施するものとする。

五 食生活の改善

農山漁村の食生活の改善については特に左の事項に留意しなければならない。

- (1) 栄養食の指導普及
- (2) 作業に適合した耐久食品の奨励
- (3) 油脂、蛋白の摂取の増加特に牛乳、肉、卵などの農畜産物の簡易加工と還元消費の指導推進
- (4) 果汁、自家用消費のため加工したものについての課税上の特別な措置
- (5) 台所改善など食品調理の方法と施設の改善

六 衣生活の改善

衣生活の改善については特に左の事項に留意するものとする。

- (1) 合理的な作業衣と平常服の研究指導
- (2) 衣服の修理、縫製、洗濯などについての共同施設の助成
- (3) 住居の改善

- (1) 市町村はその区域内の草葺、杉皮葺などの家屋、その他不良老朽住宅を調査し、その改善の計画をたてなければならない。
- (2) 国及び地方公共団体はそれぞれの地域の自然的地理的条件、営農型態に適合した合理的な農村住宅様式の研究を行ない、住宅の規格を定めこれを指導奨励しなければならない。
- (3) 前条の農村規格住宅を大量且つ安価に供給するため都道府県は農村住宅建設機関を設置することができる。
- (4) 政府は住宅金融公庫によるもののほか農

林漁業金融公庫から長期且つ低利の農村住宅改造資金を融資するものとする。

- (5) 農林大臣は農村住宅修築のため、国有林の木材を払下げることができる。

八 農村生活集団化計画

- (1) 市町村はその区域の内農村の全部又は一部につき農家が散在する散村型態を改め、農村生活集団化計画を作成することができる。
- (2) 農村生活集団化計画には左の事項を含むものとする。

- (1) 当該農村生活の現況——地理的、社会経済的条件
- (2) 集団化後の農村 落の配置
- (3) 農地及び水利条件の変化と農地集団化計画との関係及び農業生産への影響
- (4) 道路その他の交通事情と道路節約の程度
- (5) 学校生徒及び通勤者の通学通勤への影響
- (6) 郵便、電信、電話、電力の利用状況の変化
- (7) 公民館、図書館、共同作業所、共同倉庫、保育所、医療機関などの施設計画
- (8) 家屋の移転改築に伴う事項
- (9) 生活集団化の経費及び資金計画
- (10) その他必要な事項

九

- (3) 都道府県知事は必要により区域内の市町村のうち一部の市町村を指定して、「農村生活集団化モデル地区」としその生活集団化計画を進めることができる。
- (4) 市町村が農村生活集団化計画を作成する場合は、区域内の農業、農民団体、青年婦人団体などと密接に協力して行うものとする。
- (5) 市町村は必要により、「農村生活集団化促進協議会」をつくることができる。
- (6) 農村集団化への協力
- (7) 政府及び政府機関は市町村が行う農村生活集団化計画の実施につき、道路交通、学校、公民館、図書館、郵便、電信、電話、電気、水道、共同作業所、共同洗濯所、保育所その他教育、生活文化施設、産業施設、社会福祉施設の配置拡充のため特別の配慮をしこれに設置することができる。
- (8) 政府は住宅金融公庫によるもののほか農

協力しなければならない。

(2) 国の財政措置

(1) 国は地方公共団体の行う農村生活近代化の事業につき左の通りその費用の一部を補助するものとする。

(イ) 都道府県の行う農村生活科学研究所の

経費

(ロ) 市町村の農村生活集団化の計画及び実施に要する経費
(ハ) 市町村が農村の衣食住生活改善のため食品の調理加工施設、衣服の共同修理又

資
料

一 寄附募集規制法案要綱

(一九六〇・一一)

一、目的

この法律は寄附募集が公明かつ適正に行われることを確保することにより、寄附募集の健全化をはかり、地方公共団体の住民の経済的負担が過重にならないようすることを目的とする。

二、定義

「寄附募集」とは後援費、贊助費、分担金その他いづれの名義をもつてするかをとわず、多数人に対して、特定の行事、施設その他の事業に出捐させる目的を以て、金銭物品その他の財産上の利益の供与、交付、又はその供与、交付の約束（党費、会費その他債務の履行としてなされるものを除く）を促す行為をいう。

三、寄附募集の届出

寄附募集を行う場合においては、その責任者は、次の事項を記載した文書を以て、寄附募集を行おうとする区域が、一の市町村の区域内の場合には当該市町村長に、二以上の市町村の区域にわたる場合は、当該区域の属する都道府県の知事に、二以上の都道府県の区域にわたる場合は自治大臣に、あらかじめ届出なければならぬ。

(イ) 寄附募集の責任者の住所、氏名、年齢及び

職業（法人その他の団体にあってはその事務

は共同洗濯施設、不良老朽住宅の改築などにつき助成する場合はその経費

(2) 前条に掲げるもののほか、国は地方公共

団体が農村生活近代化の事業を積極的に行うため必要な財政措置をとらなければならない。

(3) 農林漁業金融公庫は農村の住宅改造資金の原資に充てるため債券を発行することができるものとする。

(イ) 右の各項の実施の細目は政令で定めるものとする

所の所在地、名称及び代表者の氏名)

- (二) 寄附募集の目的及び方法
- (三) 寄附募集金品等の目標額及び目標数量
- (四) 寄附募集を行おうとする区域及び期間
- (五) 寄附募集に要する経費の概算
- (六) 寄附募集金品等の管理及び処分の方法
- (七) その他必要な事項

四、寄附募集の許可

市町村は、その住民の経済的負担が過重となるおそれがあるとき、その他特にその区域内の寄附募集を制限する必要があると認めるときは、前条の規定に拘わらず条例の定めるところにより、寄附募集につき市町村長の許可を要するものとすることができる。但し、街頭募金の方法、又は文書図画の頒布若しくは掲示、放送その他一般的周知方法のみにより寄附募集を行うものについてはこの限りではない。（届出による）

五、寄附募集審査会

市町村は条例の定めるところにより、寄附募集審査会をおくことができる。

審査会は寄附募集に関する、市町村長に意見を述べることができるものとする。

識見の高いもので当該市町村の区域内に住所を有するもののうちから、市町村長が任命する若干名の委員で組織する。

その他審査会の組織運営に関する事項は市町村の条例で定める。

六、適用除外

(一) 法人その他の団体又はその構成員（職員その他の従業員を含む）が当該法人その他の団体の構成員に對して行う寄附募集については、この法律の規定は適用しない。ただし部落会、町内会その他これに類する地域的団体及び地域的性格を有する後援会、贊助会、青年会、婦人会その他これに類する団体で政令に定めるものについてはその限りではない。

(二) 国又は地方公共団体の行う寄附募集、政黨その他の政治団体の行う政治活動のための寄附募集及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）その他の法律の規定により認められた寄附募集についてはこの法律の規定は適用しない。

七、寄附募集の場合の制限

寄附募集の責任者又は寄附募集に從事する者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(一) 寄附募集を行う場合には、届出受理の證明書、若しくは許可証明書又はそれらの写しを携帶し、関係者の請求があつたときは提示すること。

(二) 寄附募集を行つては、強請にわたる行為をしてはならないこと。

(三) 寄附募集品を寄附募集目的以外に処分し、又は使用しないこと。

八、関係書類の備付及び提出

二 鉄道軌道の事業における

公共負担の補償に関する法律案要綱

(三六・二・十)

（目的）

一、この法律は、日本国有鉄道及び公営の鉄道軌道等（以下「鉄道軌道」という）において、産業、文化等社会政策上の要請に基づいて

て行つてはいる経営外の負担（以下「公共負担」という）に対し、國が補償を行うことによつて、鉄道軌道事業の公共性を維持し、健全なる経営と発展をはかることを目的とする。

(1) 寄附募集の責任者は自治省令で定めるところにより、必要な帳簿書類を備付け、募集中品の現在高その他必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。

(2) 市町村長、都道府県知事又は自治大臣はその届出、許可に係わる寄附募集に関し、必要があると認めるときは、当該寄附募集の関係書類の提出を命ずることができる。

寄附募集に関する報告

(1) 寄附募集の責任者は、募集金品等の処分を完了したときは、すみやかに自治省令で定めるところにより、その結果を当該寄附募集の許可又は届出にかかる市町村長、都道府県知事、又は自治大臣に報告しなければならない。

(2) 市町村長、都道府県知事又は自治大臣は前項の報告を受けたときは、その要旨を公示しなければならない。

一〇、寄附募集の停止

市町村長は、都道府県知事又は自治大臣はその許可又は届出にかかる寄附募集に關し、その責任者又は從事者がこの法律若しくはこれを基く命令及び条例、行政手の处分に違反したとき、その他寄附募集が住民の經濟的負担を過重にするなど不適當なものと認めるときは、当該寄附募集の責任者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、又はその寄附募集の停止を命ずることができる。

一一、本法の違反者にはそれぞれ適當な罰則の規定を設ける。

一二、この法律の規定の適用については特別区は市町村とみなす。

一三、経過規定

(定義)

二、この法律でいう公共負担とは次のものをいう。

臣及び鉄道軌道はこれに従わなければならぬ。

(公共負担に対する国の補償)

- 1 産業、文化等の社会政策上の要請に基づいて行っている運賃、料金の割引額のうち輸送原価を償うに足る額。
- 2 鉄道軌道と交差する踏切道の維持及び管理に要する費用の二分の一の額。
- 3 異常災害により鉄道軌道の施設に受けた場合復旧に要する費用の総額。
- 4 その他国の政策及び公共の利益のため鉄道軌道の経営外の負担に相当する額。

(公共負担に対する補償額の決定)

三、鉄道、軌道は、前項に基く公共負担の額を

毎会計年度の決算の際算定し、運輸大臣にその補償を申請する。

- 1 前項の申請を受けた運輸大臣は、その内容を審査し、申請を受けてより一ヵ月以内に補償額を決定しその決定を申請者に通知しなければならない。

- 2 鉄道軌道は、前項の決定について異議あるときは、「鉄道軌道等に対する公共負担補償額裁定委員会」(以下「裁定委員会」という)に通知受領後二週間以内に異議の申立てをすることができる。

- 3 前項の申立てを受けた裁定委員会は、その内容を審査し、二ヵ月以内に補償額の裁定を行わなければならない。

- 4 この裁定は、最終決定であつて、運輸大臣に影響がないことを力説しているが、鉄道運

物価の安定を公約した池田内閣が、一連の物価値上げと同時に、今回大巾な国鉄運賃の値上げ方針を決定した。これについて、政府は他物価に影響がないことを力説しているが、鉄道運賃という性質からみて、これが必然的に私鉄、バス等の関連交通機関の運賃料金値上げをはじめ、他の諸物価にハネ返り連鎖的に全面的な物価の値上りを引き起し、大衆生活を圧迫することは必至である。

◇ 国鉄運賃値上げ反対に関する党の態度

(三六・二・一〇)

政府が国鉄運賃値上げを決定するや、相ついで都電、私鉄バス料金の値上げ方針を運輸省が示していることなどは明白にそれを説明するものである。

また、この値上げ措置は、国鉄の新五カ年計画という輸送増強計画の財源捻出が最大の理由となつている。しかもこの計画は、極めて問題の多い池田内閣の所得倍増計画に対応する輸送力計画である。

このような新たな設備投資の増加である東海道新幹線を中心とする輸送力増強計画の財源を、運賃値上げという大衆負担増加によつてまかなることは根本的に誤りである。

わが党は、以上の基本的立場から、池田内閣の「物価引上げ政策」を抑え、国民生活を守るために、今回の国鉄運賃値上げには絶対反対である。

同時に、国鉄の新五カ年計画、経営の改善、三十六年度予算などについて、次のような抜本的建て直しを政府及び国鉄当局に要求する。

一、新五カ年計画について

国鉄当局は、昭和三十二年四月、大巾な運賃値上げを行つて、五カ年計画に着手し、国鉄の近代化と輸送力増強計画を推進して來たが、五年を経過した今日、実質六〇%程度の計画しか達成していない。しかし、今回運賃値上げを契機として、さらに新たな五カ年計画を呈示している態度も問題視しなければならない。

新五カ年計画は、昭和三十六年から四十年まで、東海道新幹線、通勤輸送対策、幹線輸送力増強、電化、ディーゼル化等のため、総額九、七五〇億円の設備投資を、運賃値上げによつて、行うものである。社会活動の変化に応じて輸送力の増強は当然国鉄の果すべき任務であるが、新たな計画は、過去の惰性的経営の延長としての単純な増加計画であつてはならない。最近の自動車交通及び航空輸送のいちじるしい発達と変化は、陸上輸送、特に鉄道輸送に対し、大きな改革を要求している。今後の計画は、これら総合的な交通政策の上に立つて鉄道輸送計画が策定されなければならない。この見地から新五カ年計画は再検討されるべき多くの問題を残している。

また、これを運賃値上げによつて行うという方針は根本的に改め、国の財政資金及びその他の借入金によつて充当すべきである。同時に輸送の現状からみて、当面三十六年度の重点を、通勤輸送の強化、幹線輸送力の増強、電化、ディーゼル化の促進に置き、不急不要投資を極力削減すべきである。

二、通勤、通学輸送の増強

東京、大阪をはじめ大都市の通勤、通学輸送の混雑は極めて危険な状態にあり、早急にその

対策を構じなければならない。この解決策として国鉄は、年間約七七億円の資金を充當してきただが、少しもその実効を挙げていない。窮余の策として、時差通勤等を呼びかけているが、このような弥縫策に頼るのみでなく積極的に複々線化、増車、スピードアップ、車輌の改良、乗降駅、乗換駅の設備改善、又はモノレール建設等、国鉄独自の抜本的な対策を早急に実施しなければならない。

以上の措置によって、三十六年度において最少限二〇%以上の通勤輸送力を増強する必要がある。

さらに通勤、通学輸送の混乱は、都市人口の社会的動態が主要原因である事情からみて、都市計画、産業配置、文教対策、他交通機関との関連等、（相互乗り入れ、同一運賃帯設定等）総合的、有機的な対策を行なうため、実行力ある総合調整機関を政府に設置して、その基本的解決をはからなければならない。

三、踏切道設備の近代化促進

激増する踏切事故を防止し、踏切問題を根本的に解決するため、速かにその立体交差化を中心とした踏切道の近代化を急ぎ、交通の円滑化と安全性を高めなければならない。これがため、今国会に党独自の立体交差に関する踏切道法案を提出して、その成立を期する。

四、新線建設の抜本的改革

いわゆる政治路線といわれる戦後建設の新線は、例外なく赤字線で、約五〇〇億円という赤字を累積している。

国鉄経営に重圧を加え、しかも時代の情勢に適合しない部面の多いこれら新線建設には、抜本的な検討を加え、今後の地方交通の問題については、全く新たな立場から再出発すべきである。

五、経営の改善

国鉄会館問題以後、数年間、国鉄経営の改善、特に経理の徹底的改善を要求する強い世論によつて、ある程度の実績を挙げてきた。しかし、資産の管理、外廓団体、運送契約、運賃料金の収納関係、附帯事業の改善問題、或いはまた、建設、改良工事の契約、請負などの方式についてさらに一層の改革を行ない、冗費節約と経営の健全化のための措置がとられなければな

らない。

六、公共割引の国家財政負担

大巾な割引を行つてゐる国鉄の公共負担と目されるものは、定期旅客運賃三一二億円、新聞雑誌割引八八億円、米、麦等の生活必需品及び、重要工業原料等の割引七九億円、農水産品の貨物暫定割引二〇億円、身体傷害者割引、戦傷者の無賃乗車、災害地救済貨物の無償輸送で約四億円等、年間約五二五億円（三十四年度）に達している。

四 積 雪 被 害 対 策 要 綱

（一九六一・二・一五）

昨年十二月二十九日以降の異常降雪は、秋田、山形、新潟、長野、富山、石川等の諸県にいちじるしい被害をもたらした。今後も降雪による被害増加やまた融雪による被害の発生が予想される。よつて、これに対し至急に対策を講ずることが必要である。また、将来にわたつてこうした雪害を防除するには、別途に恒久的対策を講ずることも必要である。わが党は、応急対策および恒久対策として、次の施策を講ずるよう要求するものである。

一、応急対策

(1) 農林関係

- ① 果樹だな、そえ木の復旧費、苗木および樹勢回復用肥料費、病虫害防除費及び薬剤費にたいし助成措置を講ずること。
- ② 果樹だな等の施設復旧については農林漁業金融公庫の災害融資を、苗木、肥料等については天災融資法による融資を速かに行い、果樹の植栽撫育等について長期低利の貸付け措置を講ずること。
- ③ 豪雪による春耕期の遅延に伴ない苗代の消雪および種子対策等について助成措置を講ずること。
- ④ 被害を受けた炭がまの構築費について助成措置を講ずること。
- ⑤ 山林樹木の雪折損立木については、森林火災国営保険の給付対象とすること。
- ⑥ 法定災害対策については、災害復旧事

業費の査定を緊急に実施して補助額を早期に決定し、災害復旧に支障のないよう措置すること。

⑦ 土地改良事業の除雪費について国庫補助の措置を講ずること。
⑧ 飼料及び春肥の確保のため、施設造成、輸送力強化等万全の措置を講ずること。

(2) 公共土木関係

- ① 国道及び県道にたいし国及び県がその責任において道路交通確保のための万全の措置を講ずること。
- ② 道路交通確保のため国庫補助による除雪用機械力を大巾に増強整備し、併せて除雪費に対する助成措置を講ずること。
- ③ 市街地及び家屋連たん区間に流雪溝を設置し、その経費にたいし国庫補助の措置を講ずること。
- ④ 工事施工中の事業に対する除雪費についての国庫補助措置を講ずること。
- ⑤ 雪崩防止、凍雪害防止工事費について大巾な予算措置を講ずること。
- ⑥ 道路の吹き溜り箇所にたいし防雪棚を設置すること。
- ⑦ 公共土木事業の繰越実施に関する特例法を設けること。

これら強い公共性を有するものについては、単純な原価主義の立場から、又は機械的な経済合理主義で運賃値上げによつて対処することは不適当である。
従つて公共負担部分のうち、とくに公共性の強い運賃の原価割れの分について、その一定割合を毎年一般会計において負担する制度を確立すべきである。これがため「公共負担法」（仮称）の制定を行う。

等の復旧に対し、国庫補助の制度を採用するとともに、長期低利の復旧資金を迅速に貸出すよう措置すること。

(2) 豪雪による資金需要については、災害融資と同様に取扱い、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中央金庫の資金枠を拡大するとともに、融資手続の簡素化、迅速化をはかること。

(3) 市中金融機関にたいし政府予託金及び日銀貸出枠を増額し、被災中小企業者にたいする貸出限度枠を引上げるよう措置すること。

(4) 教育関係

(1) 雪害により崩かいした学校施設にたいして、速かに公立学校施設災害復旧費国庫負担法を適用し、災害復旧事業費の早期決定を行うこと。

(2) 積雪地帯における公立学校施設建設費の標準単価を引上げること。

(3) 小中学校雪中派出校と冬期寄宿舎経費の国庫補助制度を設けること。

(5) 民生関係

(1) 住宅金融公庫の災害資金枠を活用して雪害による家屋復旧資金の貸付に万全を期すること。

(2) 生活保護基準額を、燃料、労力、越冬準備等豪雪地帯の実態に即応して引上げること。

(3) 豪雪地帯の都市における、し尿、塵芥処理対策を積極的に推進すること。

地方財政関係

(1) 地方交付税の積雪度による補正は、積雪地帯の財政支出の実態をはるかに下廻

る低率なものであることにかんがみ、実態に即応するよう各費目の引上げをはかるとともに、寒冷度による補正と同率に改めること。

(2) 緊急出勤及び交通確保に要した経費については、特別交付税によつて格別の措置を講ずること。

(3) 豪雪地帯の固定資産評価額の引下げ、所得税基礎控除額引上げに伴なう地方税の減収補てんに対し特例措置を講ずること。

(7) 税制関係

(1) 豪雪地帯の固定資産（家屋、工場、農地等）については、耐雪構造及び余坪、耐用年数、除雪管理費等の特例を設け、評価額を引下げるのこと。

(2) 豪雪地帯に対し、所得税の基礎控除額を引上げるよう税制改正を行なうこと。

(3) 国税及び地方税の延納及び分納ならびに減免の措置を講ずること。

二、基本対策

「防雪基本法」を制定し、防雪対策に関する総合的基本対策を講ずること。防雪基本法においては次の事項を含むものとすること。

(1) 降雪予報、警報の報知義務化、住民、公共的団体、民間業者の協力組織の整備、人命救助、救援対策、必需物資の輸送等輸送の調整をはかるための制度や機構を整備すること。

(2) 豪雪地帯における抜本的災害防除施策を調査研究するため、雪害総合研究機関を設置すること。

政 稽 資 料 第 三 七 号

昭和三十六年三月十五日発行（毎月十五日発行）

定価
一〇〇円